

電気需給約款等変更および料金適用期間更新に関するお知らせ

日頃は、坂戸ガスの電気[東京ガス(小売電気事業者登録番号A0064)が供給する電気を取り次ぎ販売]をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、平成29年4月1日、以下の通り電気需給約款等を一部変更いたします。それにともない、電気事業法にもとづきその内容をお知らせさせていただきます。

■変更の対象となる電気需給約款等

電気需給約款、電気料金メニュー定義書(ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3)、付帯メニュー定義書(ガス・電気セット割)

■変更のポイント

- 電気料金の支払方法、電気料金メニュー適用期間や解約に関する内容等を変更しました。
- 電気料金単価に変更はありません。
- 以下の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

■全ての電気料金メニューの適用期間を、適用開始日からその日以降に到来する4月の電気の計量日の前日までとします。特段のお申し出がない限り、翌日である4月の計量日から新たに適用期間が継続します。

■お客さまが電気のご使用場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合等に、当社は電気契約を終了させることがあります。

その他、電気契約手続きに関する内容等を変更しています。

なお、詳細は当社ホームページにてご確認ください。

[<https://www.sakado-gas.co.jp/>]

◆「クレジットカード決済」による電気料金(「ガス・電気セット割」適用におけるガス料金を含む)のお支払いが可能になりました。

※平成29年4月1日より申込み受付を開始いたします。

【窓 口】坂戸ガス株式会社 小売事業推進部・電力担当
〒350-0272 埼玉県坂戸市末広町3番地5

【電 話】0120-35-2025(フリーダイヤル)・049-284-9000(代表)

【受付時間】月～金(祝日を除く)9時～17時